

特別減税が実施されます

市県民税の特別減税

◆平成6年度分に限り市県民税の特別減税が実施されます。

- ① 特別減税は、所得割額から特別減税の額を控除します。
- ② 特別減税の額は、平成6年度分の所得割額の20%相当額です。

ただし、20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とします。

③ 特別減税の実施方法

イ 給与所得者に係る特別減税

平成6年6月分及び7月分を徴収せず、特別減税額を控除した後の年税額を同年8月から翌年の5月までの10ヶ月間で徴収します。

ロ 事業所得者、公的年金受給者に係る特別減税

平成6年6月分（第1期）の納付において、特別減税額を控除します。

所得税の特別減税

1 特別減税とは

今回、「平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法」が施行され、平成6年分の所得税について特別減税が実施されることになりました。

この特別減税は、平成6年分所得税の納税者に対して、原則としてその人の年税額の20%相当額を納付すべき所得税額から控除するというものです。

2 特別減税の対象となる人

平成6年分所得税について特別減税の適用を受けることができる人は、平成6年分所得税の納税者です。

3 特別減税額

特別減税額は、納税者の平成6年分所得税額の20%相当額です。ただし、20%相当額が200万円を超える場合には200万円が限度となります。

なお、この場合の平成6年分所得税には、公社債および預貯金の利子に係る所得税など源泉分離（選択）課税が適用される所得に係る所得税は含まれません。

4 特別減税の実施方法

特別減税の実施方法は、その所得税が給与所得に係るものであるかどうかなどにより、次のようになっています。

① 給与所得に係るもの

「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）については、原則として、その給与の支払者のもとで次により特別減税額の還付又は控除が行われます。

(イ) 平成6年1月から6月までの間に支払われた給与に係る源泉徴収税額の還付
…………源泉徴収税額の20%相当額(100万円を限度)を、原則として6月に還付

(ロ) 平成6年分の給与に係る特別減税額の控除
…………年税額の20%相当額を年末調整時に控除（上記(イ)により還付された減税額を精算）

② 公的年金等に係るもの

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出している公的年金等の受給者については、原則として、その公的年金等の支払者から次により源泉徴収額の還付が行われますが、最終的な特別減税額の精算は、確定申告によって受けることになります。

(イ) 平成6年1月から6月までの間に支払われた公的年金等に係る源泉徴収額の還付
…………源泉徴収税額の20%相当額(100万円を限度)を、原則として1月から6月までの期間に属する最終の支給月に還付

(ロ) 平成6年7月から12月までの間に支払われた公的年金等に係る源泉徴収税額の還付
…………源泉徴収税額の20%相当額(100万円を限度)を7月から12月までの期間に属する最終の支給月に還付

③ 上記①および②以外の所得に係るもの

確定申告をする事業所得や不動産所得などに係る所得税（非居住者の総合課税の所得に係る所得税を含みます）は、平成6年に納付する予定納税額の減額または確定申告により、特別減税の適用を受けることになります。

(注) 退職所得に係るもの

退職所得については、源泉徴収の段階では特別減税の適用がありません。このため、源泉徴収された所得税額については、その退職所得の支払を受ける人が、平成6年分所得税の確定申告の時期に確定申告書を提出することにより還付を受けることになります。



※ 特別減税について、おわかりにならない点などがありましたら、市税務課・大月税務署(22)3151におたずねください。